

伊勢原市 駐車場・駐輪場の整備の手引き

【伊勢原市地域まちづくり推進条例、駐車場・駐輪場施設整備基準の解説】

駐車場や駐輪場については、本手引きに基づき、交通安全上支障のない場所に設置してください。ご理解ご協力をお願いします。

1. 自動車駐車場

(1) 台数の基準



用途	地域等	整備基準
共同住宅 ・ 長屋	商業地域 近隣商業地域	計画戸数 * 1/3 (切り上げ) ※単身者向けの場合、上で得た数値に更に * 8/10 (切り上げ)
	それ以外の地域	【15戸以下の場合】 計画戸数 * 1/2 (切り上げ) ※単身者向けの場合、上で得た数値に更に * 7/10 (切り上げ) 【16戸以上の場合】 計画戸数 * 2/3 (切り上げ) ※単身者向けの場合、上で得た数値に更に * 7/10 (切り上げ)
商業施設	大店立地法に 基づく商業施設	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針 (平成19年2月1日経済産業省) に基づいて整備
	それ以外の施設	【店舗面積500㎡未満の場合】※1 店舗面積50㎡につき、1台以上 【店舗面積500㎡以上の場合】※1 店舗面積20㎡につき、1台以上
これら以外の用途		利用者を想定した台数 ※2

※1 ここでいう店舗面積とは、売場を含み、休憩室や倉庫などのバックヤードを含まない。

詳細は、大規模小売店舗立地法の解説〔第4版〕(平成19年5月経済産業省)を参照

※2 特別養護老人ホームや介護付き有料老人ホーム等については、事業計画や送迎などの利便性を考慮するとともに、周辺住民の通行等の交通安全に配慮の上協議し、必要な台数を決定する。

(2) 駐車場を設置する位置

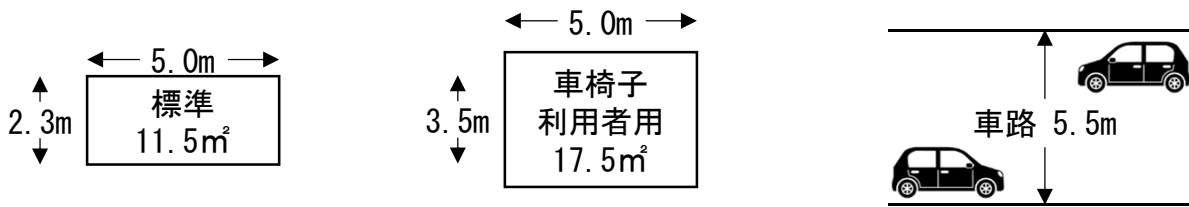
原則として、**開発(計画)区域内に整備してください。**

ただし、次に掲げる場合は、開発(計画)区域から概ね300メートル以内のところに確保するものとし、開発区域内及び各地の駐車場の設置台数を協議により決定します。

- ①開発(計画)区域の敷地形状が著しく不整形で、駐車場の確保が極めて困難である場合
- ②開発(計画)区域の間口若しくは敷地が極小で、駐車場の確保が極めて困難である場合
- ③交通規制により計画区域に接する道路への自動車の出入りが禁止されている場合
- ④計画区域に接する道路の交通事情等から駐車場を確保することが適当でないと認められる場合

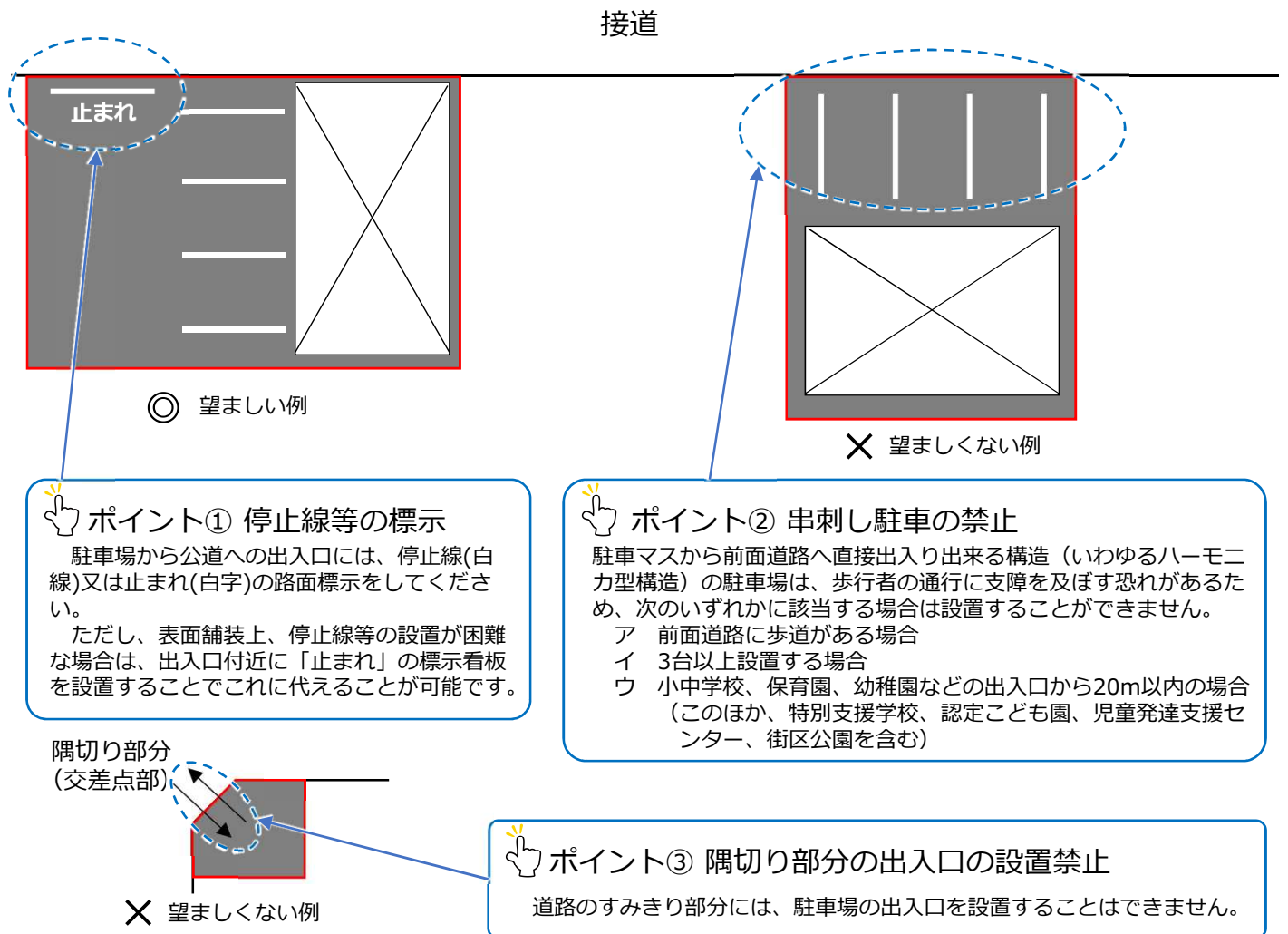
裏面へ

(3) 駐車マスや車路の大きさ



※ただし、予定する建築物の構造や規模、敷地の形状等により難しい場合は協議により決定します。
 ※車椅子用駐車場は、その設置が法令等で求められている場合に限りです。
 ※一方通行の場合は、3.5mまで緩和

(4) 駐車場の出入口の構造



2. 自動二輪車駐車場



用途	地域等	整備基準
全て	-	利用者を想定した台数

※整備基準以外の特段の定めはありません。

3. 自転車駐輪場



用途	地域等	整備基準
共同住宅・長屋	-	計画戸数相当の台数
商業施設	-	利用者を想定した台数

※整備基準以外の特段の定めはありません。